

長久手市ワンコインサービス事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地域の有償ボランティアが在宅の高齢者に対し、軽度な日常生活の支援を行うことにより、住み慣れた地域で支え合い、安心して暮らせるまちをつくることを目的とした、長久手市ワンコインサービス事業（以下「事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意味は、当該各号に定めるとところによる。

- (1) 利用者 軽度な日常生活の支援を受ける者
 - (2) 支援者 軽度な日常生活の支援を行う者
 - (3) 支援団体 支援者が属する団体
 - (4) サービス内容 本事業において対象とする軽度な日常生活の支援の内容
- （利用者）

第3条 利用者の条件は、本市に住所を有する在宅のもので、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 65歳以上のひとり暮らしの者
- (2) 75歳以上の世帯の者
- (3) その他市長が特に必要と認める者

（利用申請）

第4条 利用者の登録をしようとする者（以下「申請者」という。）は、長久手市ワンコインサービス事業利用申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書を受理したときは、速やかに、その適否を決定し、長久手市ワンコインサービス事業利用認定・却下通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

（支援者及び支援団体）

第5条 支援者として登録できるのは、市内で活動できる概ね60歳以上の個人を原則とする。ただし、サービス内容によって支援が十分に行えない場合や障がい者の社会参加の推進を図る場合等に対応するため、60歳未満の個人の登録も妨げない。

2 支援者の登録をしようとする者は、事前に長久手市ワンコインサービス事業支援者認定申請書（様式第3号）を市長へ提出しなければならない。この際、支援団体を結成して登録、もしくは既存の支援団体に加入して登録することができる。

3 市は、長久手市ワンコインサービス事業支援者認定申請書を受理したときは、長久手市ワンコインサービス事業支援者認定・却下通知（様式第4号）により、支援者へ通知するものとする。

4 第1項に定める者のほか、公益社団法人長久手市シルバー人材センターも支援者とする。

（サービス内容）

第6条 この事業が対象とするサービスの内容は、原則として専門的な技術を必要とせず、1回の作業が10分未満又は10分以上30分以内で行うもので、次のとおりとする。

(1) ワンコイン100円（作業時間が10分未満）

- ア 朝のごみ出し（指定日、指定袋に詰めてある物に限る。）
- イ 郵便物の投函
- ウ 電球・蛍光灯の取替え（買い置きが有る場合に限る。）
- エ 10分未満の植木・花の水やり
- オ 電気製品の電池交換（買い置きが有る場合に限る。）
- カ その他上記に準じる作業

(2) ワンコイン500円（作業時間が10分以上30分以内）

- ア 資源ごみの分別出し（市の指定品目、指定日に限る。）
- イ 安否確認
- ウ 電球・電池交換（買い置きが無い場合）
- エ 庭の清掃・草取り
- オ 簡単な大工仕事
- カ 家具の移動（1人作業の場合）
- キ 買物代行
- ク お話し相手
- ケ その他上記に準じる作業

2 30分で終わらない作業に限り、30分の延長を認める。

（費用負担）

第7条 利用者が負担する費用の額は、次のとおりとする。

(1) 10分未満の利用の場合 100円

(2) 10分以上30分以内の利用の場合 500円

(3) (2)の利用に加えて、30分延長利用の場合は追加して500円

(4) 依頼が複数の場合又は支援者が2人以上必要な作業の場合は、料金を加算する。

(5) 障がい者の社会参加を目的として支援者に随行する者に関する費用は、発生しない。

- 2 事業に付随する物品等の実費は、利用者の負担とする。
- 3 利用者は、前2項の費用を事業利用時に支援者に支払うものとする。
(補助金申請)

第8条 支援者もしくは支援団体は、毎月、長久手市ワンコインサービス事業利用状況報告書（様式第5号）に長久手市ワンコインサービス事業補助金申請書（様式第6号または様式第7号）を添えて、翌月の15日までに市長に提出しなければならない。

- 2 補助金の額は、別表のとおりとする。
- 3 市長は、第1項の規定による申請があったときは、速やかに報告等の審査を行い、当該申請に係る補助金を支払うものとする。
(利用認定の取消し)

第9条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、利用の認定を取り消すことができる。

- (1) 第3条に規定する対象者の要件に該当しなくなったとき。
- (2) その他市長が利用を不適当と認めるとき。

(支援者の取消し)

第10条 市長は、支援者が次の各号のいずれかに該当するときは、支援者の認定を取り消すことができる。

- (1) 第5条第1項に規定する支援者の要件に該当しなくなったとき。
- (2) その他市長が支援者として適当でないと認めるとき。
(個人情報の取扱い)

第11条 本事業で扱う個人情報については、下記の目的の範囲内で適切に取り扱うこととし、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）、個人情報の保護に関する法律施行規則（平成28年個人情報保護委員会規則第3号）、長久手市個人情報保護法施行条例（令和4年長久手市条例第24号）及び長久手市情報セキュリティポリシーに基づき、個人情報の漏洩、滅失及び損傷の防止、その他の安全確保の措置を行う。

- (1) 利用者、支援者登録及び管理
- (2) 支援の実施
- (3) 支援者に対する補助金の支払い
- (4) その他本事業の運用に必要な業務
(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表

補助金額（1回の訪問につき）

	100円事業	500円事業	500円+30分延長
第5条第1項に属する者	300円	300円	300円

第5条第4項に属する者	650円	800円	1, 361円
-------------	------	------	---------